

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-



「判例は弁護士が創るもの」 私の心に生き続ける教官の言葉



会員 坂本 福子 (12期)

私は、修習終了は12期であるが、入所は11期。11期最後の研修を病気のため入院。卒業は12期となった。当時は2年の研修であったから、前期4ヶ月、実務修習1年は11期として修習した。12期は、裁判実務修習と後期研修所研修ということであり、友人等は11期に多い。

当時は女性は少なく、合格者300人中、11期は11人、12期は私と、やはり11期で入所したが、出産のため1年遅れた女性が12期として途中から研修したが、12期は、この2人を含めて女性は6人ということで、50人1クラスの中、各クラスに女性1名であった。従って、なにかと言えば「女性」というだけで目立つ存在だった。一人が女性の代表のようにになにかにつけ「だから女は」と見られた時代である。元々、引っ込み思案の私は、クラスを越えて女性同士では話し合ったが、なかなか、男の人にはとけ込めなかった。しかし、11期の時は、同じ大学時代の研究室で一緒だった人達が、同時に何人か合格したため、研修所でも彼らを通じて、多くの人達と話し合い、サークル活動に参加した。11期の時は、同期で、読書会や、ハイキング、合唱など、楽しい時間が多かった。11期の中では同期の中で「麦の会」という名称で、文集が発行され、それぞれのサークル活動の様子等が投稿された。この会は、その後、2~3年に1回ぐらい同期の会合を持ってきており、つい3年ぐらい前も岐阜で同期の会を持った。11期の卒業が1959年であるから現在ほぼ50年近くになる。私は、正式には12期であるがいつもこの会から声が掛かり、欠かしたことはない。

私が修習時代に学んだことで忘れられないのは、当

時の刑事弁護教官の稲本錠之助先生の言葉であった。先生が私たちに言われたのは、「判例は弁護士が創るもの」という言葉である。即ち弁護士が主張しなければ、判例は生まれないとのこと。事実を徹底的に糾明し、その中からどうその事件の真実を、裁判所に知らせ、どのような法律構成をすべきかである。

先述のように、私の修習生時代は、女性は少なく、弁護士になっても、女性弁護士は少なかった。そのため、女性達からの「女性の権利」に関する相談や、裁判を受けることになった。とりわけ、私は「働く女性の裁判」を受け持つようになった。女性は、家庭を持って職場で働くという厳しい条件で男性にない苦勞を持っていた。私が弁護士になったのが1960年、60年代から働く女性の権利に関する裁判が起こされてきたのである。当時の問題は、「結婚退職制」や女性のみ「25歳や30歳定年制」などという若年定年制といわれる事件である。しかし先例のない裁判の中で、自分で法律構成を考え、裁判で主張していかねばならなかった。実体は法律的に見てもおかしいということが分かって、どう法律論を構成するかは、弁護士がやらねばならぬこと。しかも、法律が不備な中で。こうした中で、修習生時代に教わった「判例は弁護士が創るもの」と言われた稲本先生の言葉が終始頭から離れなかった。やはり、一つ一つの事件に勝つためにどう法律論をたてていくか、そのことを実感した。とりわけ労働の現場は動きが激しい、その中で、従来の判例を追っていたのでは追いつかない。稲本先生の言葉は、弁護士生活の中で、私の心にいつまでも生きている。